

千葉市公告第212号

一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造に関する認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物を前提として建築される建築物の位置及び構造に関する認定をしたので、建築基準法第86条第8項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年3月2日

千葉市長 神谷俊一

- 1 認定年月日及び番号 令和5年3月2日 第R4-12号
- 2 申請者の氏名  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
シニアレジデンス事業部長 井上 貴嗣
- 3 公告認定対象区域の場所  
美浜区若葉三丁目1番23
- 4 公告認定対象区域の面積  
24,589.34 m<sup>2</sup>
- 5 認定に係る建築物の用途  
有料老人ホーム、診療所、飲食店、事務所、自転車駐車場、宅地  
建物取引業を営む店舗